⑶　事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、左岸側の堤防引堤及び高水敷掘削案（以下「申請案」という。）、右岸側の堤防引堤及び高水敷掘削案並びに河道掘削案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は中位であるものの、掘削により現況河道を大幅に改変する河道掘削案に対し、流水部の施工面積が少ないことから河川環境へ与える影響が小さいこと、橋梁架替工事、樋管改築工事等が生じる右岸側の堤防引堤及び高水敷掘削案に対し、これらの工事が生じないことなどから施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、山鹿市長を会長とする菊池川改修完遂期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　熊本県山鹿市役所

○国土交通省告示第五百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道212号改築工事（三光本耶馬渓道路・大分県中津市三光田口字長見尾地内から同市本耶馬渓町跡田字口ノ坪地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　大分県中津市三光田口字長見尾、字辰口、字進上石、字笹尾及び字楠、本耶馬渓町下屋形字鍛冶屋、字二本木、字塚添、字田中、字山ノ下及び字田中山、本耶馬渓町曽木字上山田及び字エゴ並びに本耶馬渓町跡田字猿喰、字古戸、字北代、字西ノ藪及び字口ノ坪地内

２　使用の部分　大分県中津市三光田口字長見尾、字楠及び字金色平、三光臼木字犬ケ墓、本耶馬渓町下屋形字大平、字渋見、字渋見山、字今又迫、字恵良山、字鍛冶屋、字二本木、字塚添、字長ノ坪、字田中、字山ノ下、字田中山、字太郎林、字白岩、字尾葉山及び字小林山、本耶馬渓町曽木字上山田及び字エゴ並びに本耶馬渓町跡田字猿喰、字古戸、字北代、字中ノ坪及び字口ノ坪地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県中津市三光西秣地内の中津インターチェンジから同市本耶馬渓町跡田地内の青の洞門・羅漢寺インターチェンジまでの延長8.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道212号改築工事（三光本耶馬渓道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間外の区間であるが、起業者は、同法第27条第１項の規定により道路管理者の権限を代行していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道212号（以下「本路線」という。）は、中津市を起点とし、日田市、阿蘇郡小国町等を経由して阿蘇市に至る延長約130kmの主要幹線道路であり、本件事業は、中津市と日田市とを結ぶ延長約50kmの自動車専用道路として計画された中津日田道路の一区間である。

本路線は、福岡県、佐賀県等に立地する自動車関連部品工場から中津市内に立地する自動車組立工場へ出荷される自動車部品等の物流による通過交通に利用され、また、本路線が通過する中津市及び日田市は、乾しいたけや木材等の主要な産地として農林業が盛んであり、これらは、本路線等を経由して北部九州、中国方面等へ多く出荷されている。さらに、中津市は、豊かな自然環境に恵まれ、景勝地等の観光資源を有することから、多くの観光客が訪れている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである中津日田道路の他の区間及び高速自動車国道東九州自動車道と接続することで、大分県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、線形等の良好な道路が整備され、現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。